

源泉所得税等の自己点検の結果について

測量士、建築士等への報酬・料金等の支払いにおいて、全国的に源泉所得税の徴収漏れの事例が見受けられていることから、本年9月3日付けで、土浦税務署から、源泉所得税等の徴収状況について自己点検をするよう行政指導があり、自己点検を行った結果、源泉徴収不足があることが判明いたしました。

個人事業主の方々及び市民の皆様には、ご迷惑をおかけしましたことを深くおわび申し上げます。今後はこのような誤りが生じないよう関係法令等の確認を徹底し、適切な事務処理に努めてまいります。

1 点検の概要

(1) 対象期間

平成22年1月1日から平成26年9月30日までの支払分

(2) 確認事項

- ① 測量士、建築士、土地家屋調査士等所得税法第204条第1項第2号の報酬料金に係る所得税及び復興特別所得税等の源泉徴収
- ② 給与等及び報酬料金等（①の報酬又は料金を除く。）に係る復興特別所得税の源泉徴収
- ③ 交通用具使用者に係る通勤手当の非課税限度額を超える部分に対する課税及び源泉徴収
※交通用具とは、通勤に使用する自転車、バイク、自家用車等をいいます。
- ④ 各種委員会委員に対する謝金、手当等の報酬に対する給与等としての源泉徴収

2 点検結果

(1) 上記の点検事項①について

◎源泉所得税等の徴収不足の件数 76件（個人事業者数15人）

◎源泉徴収不足額 24,440,328円

(2) 上記の点検事項②、③及び④については、源泉徴収不足はありませんでした。

3 源泉徴収漏れの原因

報酬や謝金と違い、個人事業主への委託料は源泉徴収の対象とならないと誤認していたこと及びその屋号などから法人であると誤認していたこと。

4 今後の対応

(1) 土浦税務署に対し、源泉所得税不足額（徴収漏れ額）を納付します。

なお、不納付加算税及び延滞税については、税務署による税額の確定後に納付します。

(2) 市は、源泉徴収漏れとなった支払いの相手方に対し、謝罪及び経緯説明を行い、源泉徴収すべきであった所得税相当額の市への返納をお願いします。

5 再発防止策

今後再発防止を図るため、以下の対策を実施します。

(1) 全所属に対して源泉所得税の取扱いについて文書で通知し適正な処理について、周知徹底を図ります。

(2) 「源泉徴収制度」に係る研修会を継続的に実施します。

(3) 支払命令担当課における確認を徹底します。

(4) 支払審査担当課である会計課における審査を徹底します。

(5) 入札等の際に、個人事業所が契約した場合、源泉徴収税の徴収の該当となる旨を周知します。

【参考】

◎源泉徴収制度

給与や報酬などの所得を支払う者（源泉徴収義務者）が、その所得を支払う際に、支払金額から所得税額を差し引いて国に納付するという制度。

◎源泉徴収義務者

源泉徴収に係る所得税や復興特別所得税を徴収して国に納付する義務のある者をいい、土浦市も源泉徴収義務者に該当する。

◎所得税法第 204 条第 1 項第 2 号（抜粋）

（源泉徴収義務）

第二百四条 居住者に対し国内において次に掲げる報酬若しくは料金、契約金又は賞金の支払をする者は、その支払の際、その報酬若しくは料金、契約金又は賞金について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

二 弁護士（外国法事務弁護士を含む。）、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、測量士、建築士、不動産鑑定士、技術士その他これらに類する者で政令で定めるものの業務に関する報酬又は料金